

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成24年8月28日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。
なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

1. GIグレード 0件

2. GIIグレード 1件

NO.	号機等	不適合事象	原子炉安全上の影響度合い
1	6号機	制御棒駆動水圧系機能検査中、スクラム操作に先立つ制御棒引抜操作において、制御棒(46-35)の分離(制御棒と支え部が離れた状態)が発生したことを確認した。全制御棒を全挿入位置に戻し、分離は解消済み。当該事象の原因を調査。	GIII以下

3. GIIIグレード 18件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	1号機	低圧復水ポンプ(B)吸込弁の電動作動弁二次減速機に、油のじみを確認した。当該減速機を点検・修理。	
2	2号機	復水ろ過器(B)プリコート入口弁のグランド部に、少量の水の漏えいを確認した。当該グランド部を点検・修理。	
3	2号機	復水器連続洗浄装置ボール回収器の駆動部の点検時、動作不良を確認した。当該駆動部を修理。	
4	3号機	循環水ポンプ吐出弁ピット及びタービン建屋給気処理室の手すり、梯子等に、錆による腐食を確認した。当該手すり等を修理。	
5	3号機	原子炉補機冷却海水系ストレーナ(A)差圧伝送器のベント弁に、シートパスを確認した。当該弁を点検・修理。	
6	4号機	循環水ポンプ吐出弁ピットのグレーチング、梯子等に、錆による腐食を確認した。当該グレーチング等を修理。	
7	4号機	休止設備の硫酸・苛性ソーダタンク廻りの梯子に、錆による腐食を確認した。当該梯子を修理。	
8	4号機	復水器連続洗浄装置建屋内設備のグレーチング等に、錆による腐食を確認した。当該グレーチング等を修理。	
9	4号機	取水口除塵装置廻りの通信用架台等に、錆による腐食を確認した。当該架台等を修理。	
10	5号機	原子炉建屋付属棟の常用照明分電盤の点検時、絶縁抵抗不良を確認した。当該分電盤を修理。	
11	5号機	非放射性ストームドレン移送系排水ポンプ(A)吐出第二弁に、動作不良を確認した。当該弁を点検・修理。	
12	6号機	スラッジ攪拌ポンプケーブルリール台車の点検時、駆動装置固定ボルトに変形を確認した。当該ボルトを修理。	
13	6号機	取水口除塵装置設備及び復水器連続洗浄装置設備の手すり、梯子等に、錆による腐食を確認した。当該手すり等を修理。	

NO.	号機等	不適合事象	備考
14	6号機	所内変圧器6SB付近の屋外光センサボックスに、錆による腐食を確認した。当該ボックスを修理。	
15	7号機	制御棒駆動機構モータ試験装置の電圧計に、表示不良を確認した。当該電圧計を点検・修理。	
16	7号機	タービン建屋海水漏えい検出ピットの水位用空気供給装置の減圧弁パッキンより、計装用圧縮空気の漏れを確認した。当該パッキンを点検・修理。	
17	7号機	取水口除塵装置及び復水器連続洗浄装置設備他の手すり、梯子等に、錆による腐食を確認した。修理。	
18	7号機	屋外海水設備の定検作業用分電盤等に、錆による腐食を確認した。当該分電盤等を修理。	
-	1号機	タービン建屋給気冷却器(E)・(F)(非管理区域)の下部にある隙間において、隣接しているタービン建屋エアワッシャ室(非管理区域)からの空気の流入を確認した。当該機器を点検・修理。 平成24年9月26日審議によりグレード変更 GⅢ→その他	